

## 第1章 計画の概要

### ■計画の目的 【P1】

- ・市民が安全、安心に暮らすことができる生活環境を確保するとともに、活力あるまちづくりを推進するために空家等の発生抑制や管理不全な空家等を減少させること、利活用の推進につなげること

### ■計画の基本的事項 【P2】

- ・対象期間：令和7年度から令和10年度（4年間）／ ・対象区域：市内全域

### ■空家等対策の位置づけ 【P4】

- ・「まちの安全づくり」、「市民が安心して暮らすことができる生活環境の確保」を進めるための対策

## 第2章 空家等の現状と課題

### ■既往資料による現状整理 【P8】

- ・今後も年少人口の減少、老年人口の増加が進むことが予想される
- ・住宅団地においては、市全体と比べ、高齢化が顕著である
- ・令和5年度空家等実態調査の結果は、空家等戸数が1,114戸と5年前に比べて微増。
- ・住宅団地内の空家等の戸数が多く、今後も更なる増加が見込まれる

### ■令和5年度所有者アンケート調査の結果 【P22】

- ・アンケート対象者：令和4年度空家等実態調査で空家等と判断した1,092件のうち、所有者等が確認できた計817件。回答率は56.8%で、当該物件に誰も住んでいないと回答したのが194件
- ・当該空家等物件について、誰も住んでいないと回答した人のうち、引き続き所有する意向9%、解体の意向3%、売却の意向59%。ただし実際に売却に向け行動できていない人は2/3以上
- ・売却に向けて動けない理由の上位は相談場所が分からない、家財がそのまま残っていること
- ・空家等の管理、売却及び解体にあたり行政に期待することの上位は、解体費用の助成、買いたい人や借りたい人の情報提供、不動産業者の情報の提供

### ■第2期可児市空家等対策計画期間中の取り組み状況（まとめ） 【P28】

- ・空家等の苦情件数は年間50件から80件程度で推移している
- ・計画期間内（令和2～5年度）の空き家・空き地バンク成約→空き家23件、空き地40件、計63件
- ・除却助成金の申請時に必須だった可児市空き家・空き地バンクの登録を撤廃

### ■空家等に関する課題 【P34】

- ・空家等発生抑制のための啓発が必要
- ・空家等の適切な管理及び利活用に対する意識付けが必要
- ・状況改善に向けた所有者への助言や指導が必要
- ・空家等の除却への支援が必要

## 第3章 空家等対策の基本方針と施策

### ・空家等対策の基本方針 【P36】

1. 空家等の実態把握 【P38】	空家等実態調査の実施
	所有者等意向調査の実施
	空家等データベースの更新・維持、位置情報の共有

2. 空家等に対する 相談への対応 【P39】	市における相談窓口の一本化
	専門知識が必要とされる相談にも対応できる窓口制度の設立
	空家等の相続に関するパンフレット等の作成
	空家等管理活用支援法人の検討

3. 空家等の適切な 管理の促進 【P41】	適切な管理がされていない空家所有者等への指導
	空家等の適切な管理に関する啓発
	空家等の発生抑制や空家等対策に向けた事前準備に関する啓発
	マンション管理適正化推進計画の検討

4. 空家等の利活用の 促進 【P42】	所有者等と地域における利用意向とのマッチング
	P P P（官民連携）の活用
	空き家・空き地バンク制度の見直し
	家財処分に関する助成制度の新設

5. 空家等の除却及び 跡地等の利活用の促進 【P43】	空家等の除却に向けた助言・指導
	空家等の除却に関する助成支援の見直し
	税優遇制度の周知
	財産管理制度を利用した空家等への対策

6. 管理不全空家等及 び特定空家等の対策 【P44】	管理不全空家等及び特定空家等に関する判断基準の検証
	管理不全空家等及び特定空家等に関する判定の手続き
	管理不全空家等及び特定空家等に対する措置

### ・空家等対策の推進体制 【P45】

- ・資料編（関係法令等）
  - ・空家等対策の推進に関する特別措置法
  - ・可児市空家等の適切な管理に関する条例 など